

# 第 7 5 回青森県森林審議会

## 議 事 録

日時：平成 2 3 年 1 2 月 2 0 日（火） 午後 1 時 3 0 分～

場所：ラ・プラス青い森「メープル」

## 1 案 件

### (1) 諮問事項

ア 津軽地域森林計画（案）について

イ 東青、三八上北、下北地域森林計画変更計画（案）について

### (2) 報告事項

森林・林業施策の現状について

## 2 出席委員（10名）

井上委員

上野委員

大津委員

齋藤委員

佐藤委員

田中委員

田村委員

二本柳委員

本間委員

山本委員

## 3 県側出席者

青山副知事

渋谷農林水産部長

野呂林政課長

鎌田林政課課長代理

神森林計画グループマネージャー（GM）

その他関係職員

#### 4 審議経過

発 言 者	発 言 内 容
司 会	<p>私は本日の司会を務めさせていただきます、林政課課長代理の鎌田と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、時間になりましたので、ただ今から「第75回青森県森林審議会」を開催いたします。</p> <p>開催にあたりまして、青山副知事から挨拶がございます。</p>
青山副知事	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>御紹介のありました副知事の青山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、年末で大変御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>皆様には、日頃から本県の森林・林業行政はもとより、県政全般にわたって格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。</p> <p>。今年は、3月の東日本大震災に加え、9月の大雨や台風15号による洪水など、大規模な自然災害が相次いで発生し、農林水産業にも大きな被害を及ぼしました。県では、被災地の復旧・復興に関係者一丸となって取り組んでおりますので、引き続き皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>また、県では、東北新幹線全線開業効果を活かした販売促進活動や6次産業化による食産業づくりの強化など、攻めの農林水産業を積極的に展開しております。中でも、森林・林業分野では、県産材の需要拡大と地産地消を推進するため、昨年度から実施しております県産材エコポイント制度に加え、今年度は最大40万円の現金を助成する地域材活用促進支援事業を実施しており、また、本年9月には、青い森県産材利用推進プランを策定し、公共建築物等への県産材の利用拡大に努めているところです。</p> <p>さらに、県有林の間伐作業により吸収した二酸化炭素量をクレジット化し、企業等に販売した資金を森林整備に活用するJ-VER</p>

	<p>制度により、これまで県内3つの金融機関と大手食品メーカー1社にクレジットを御購入いただいたところであり、今後もこの制度を県内に広く普及したいと考えております。</p> <p>県としましては、これらの事業の着実な推進が森林の公益的機能の発揮と林業、木材産業の振興、さらには地域の活性化に繋がるものと考えておりますので、皆様には一層のお力添えを賜りますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、全国森林計画の変更内容を反映した「津軽地域森林計画（案）」と「東青、三八上北、下北地域森林計画変更計画（案）」について御審議いただくこととしておりますので、忌憚のない御意見を賜りますよう、お願い申し上げ開会の御挨拶といたします。よろしく願いいたします。</p>
司 会	<p>本日の審議会には、越前委員、柳澤委員の2名が所用のため欠席されております。従いまして、出席委員は10名で委員総数12名の半数を超えておりますので、青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定により会議が成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>ここで、森林審議会に初めて出席しました県農林水産部 渋谷部長を御紹介いたします。</p>
渋谷農林 水産部長	<p>渋谷でございます。よろしく願いいたします。</p>
司 会	<p>それでは、これより議事に入らせていただきます。</p> <p>議事の進行につきましては、同条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会の会長が議長を務めることになっておりますので、上野会長に議長をお願いいたします。それでは、上野会長、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、暫くの間、議長を務めさせていただきます。</p> <p>まず、議事録署名者を決めたいと思います。前例に従いまして、議長から指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>御異議ないようでございますから、それでは、本間委員と田中委員をお願いいたします。</p> <p>本日の案件は、諮問事項が津軽地域森林計画（案）についてと、</p>

	<p>東青、三八上北、下北地域森林計画変更計画（案）についての2件のほか、報告事項が1件あります。</p> <p>それでは、最初に諮問事項について県から当審議会に対して諮問をお願いいたします。</p>
青山副知事	<p>諮問書、森林法第6条第3項の規定により、別添、津軽地域森林計画（案）及び東青、三八上北、下北地域森林計画変更計画（案）について、貴会の意見を求めます。青森県森林審議会会長 上野正蔵殿。青森県知事 三村申吾。よろしくお願いいたします。</p>
司 会	<p>副知事は、所用のため、ここで退席させていただきます。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今の諮問事項について、事務局から説明をいたします。</p> <p>事務局。</p>
野呂林政課長	<p>林政課長の野呂です。</p> <p>それでは、私から森林計画制度の概要について御説明申し上げます。</p> <p>配布しておりますパワーポイントの資料で御説明させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">（配付資料により、制度の概要を説明）</p> <p>以上で概要説明を終わりますが、津軽地域森林計画の内容等につきましては、担当グループマネージャーから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
神GM	<p>林政課森林計画グループマネージャーの神と申します。</p> <p>引き続き私から、津軽地域森林計画（案）の概要について、スライドで御説明いたします。</p> <p>津軽地域森林計画の計画期間は、平成24年4月1日から平成34年3月31日までの10年間となっております。</p> <p>また、東青、三八上北、下北地域森林計画変更計画（案）につい</p>

ては、資料3の概要版で説明させていただきます。

また、委員の皆様事前に送付させていただきました資料の誤字等については、若干修正されておりますので御了承くださいますようお願いいたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

(配付資料により、津軽地域森林計画(案)及び東青、三八上北、下北地域森林計画変更計画(案)について、概要を説明)

最後に、津軽地域森林計画(案)及び東青、三八上北、下北地域森林計画変更計画(案)につきましては、平成23年11月12日から12月11日まで公告縦覧を行いました。これらの計画(案)に対しては、意見の提出がなかったことを御報告します。

なお、津軽地域森林計画書(案)及び東青地域森林計画変更計画(案)等については、国と事前の協議中であり、本協議において、語句等の修正指導等があった場合は、それに応じて修正等することになりますので、御了承願いたいと思います。以上で説明を終わります。

議長

ただ今、事務局から津軽地域森林計画(案)及び東青、三八上北、下北地域森林計画変更計画(案)について説明がありましたが、これより質疑に入ります。各委員の方々の御発言をお願いいたします。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員

津軽地域森林計画(案)の概要について質問をさせていただきます。

15ページの人工造林及び天然更新別の造林面積について、天然更新の計画量に対して実績がかなり低いのは天然更新完了基準が定められたことによるという説明がありましたが、ここをもう少し詳しく教えていただきたいのが1点です。

	<p>次に、全体の計画として伐採はどんどん進んで木材生産の方に力が入っていくということは良い流れだと思いますが、伐採された後、本来であれば、再造林すべき所が何らかの理由で放置され再造林されていない森林面積が実際のところどのくらいあるのか気になるところです。その伐採後の放置林がどのくらいあるのか、もし把握されていればお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
議 長	事務局。
神 GM	<p>最初に、伐採後再造林されずに放置されている森林面積はどのくらいあるのか、皆伐後の放置林の実態をどういうふうに把握しているかということによろしいでしょうか。</p> <p>伐採後再造林されずに放置されている森林の面積について、当計画区では、計画書本体の64ページのとおり、伐採跡地は115haとなっております。</p> <p>また、皆伐後の放置林の実態把握については、森林の立木を伐採しようとする者は、伐採及び伐採後の造林について市町村長に届出書を提出することになっており、市町村が伐採及び植栽されているかどうかを確認することとされております。</p> <p>県では、この市町村からの伐採届等の情報提供とあわせて、造林補助金により再造林箇所を把握しております。</p> <p>なお、それ以外については、放置林かどうかというのは一概に把握でき兼ねるのが実情でございます。</p> <p>理由としては、届出書の造林の方法等については、必ずしも植栽、再造林を必要としておりません。天然更新でも良いということになっていきますので、この場合は、放置されているとはみなされております。</p> <p>次に、天然更新完了基準についてですが、伐採してから、例えば5年経過し、広葉樹等が大きさが幾らになって密度がどのくらいとか、一定の基準を定めており、その基準に合致しなければ更新した</p>

	ということにならないというものです。
野呂 林政課長	補足させていただきます。天然更新の完了基準については、今、手元にはありませんが、林政課が定めたもので、ある程度期待した成長量や本数など一定の基準を満たしていない場合はまだ完了していないということになります。その後、1、2年で基準を満たした場合に完了したということになって認定されていくということになります。
議 長	佐藤さん、よろしいですか。そのほかに、どうぞ御発言ください。  田中委員、どうぞ。
田中委員	佐藤さんが御質問なさったことと関連していますが、最近の合板需要拡大の中で、東日本の場合は、合板工場が大震災で被災して、まだ本格的には復旧していませんが、西日本あたりでの合板需要というのはかなり増えておりまして、聞くところによると、関西の業者あたりが東北の方に入り込んできております。周りを見ても皆伐される所が大分増えており、森林組合というよりは、伐木造材業者の伐採した箇所で放置林というのが出てくるのではないかと考えています。  また、戦後の拡大造林の二の舞が起り得るのではないかとこの危機感を持っておりますので、県には現場を見て注意していただき、施策についても考えていただければと思いますのでよろしくお願い致します。
議 長	事務局。
野呂 林政課長	御質問ではなく御提言と受け止めておりますが、確かに、伐採した後に造林していない、あるいは天然更新するんだと言いつつもそれが図られていない、いわゆる放置林と見られる山林があることは事実です。  天然更新の名の下に放置しているというものも若干なりともあると思います。ただ、今の木材価格では再造林というのは非常に難し



	<p>い状況にあるのは事実です。それらを加味した上で主伐した時に造林に資するような伐採方法などを一体として実施するように、森林組合あるいは素材生産業者等を指導して参ります。</p> <p>また、伐採した後の再造林については、資源循環の観点から最重点課題として取り組んで参りたいと考えています。</p>
議 長	<p>その他ございませんか。</p> <p>なお、津軽地域森林計画（案）と東青、三八上北、下北地域森林計画変更（案）については区分して御質問いただくようお願いいたします。</p> <p>また、これ以外の提言や様々な御意見は、審議後にその他の項目を設けていますので、心得て御発言いただければと思います。どうぞ、田村委員。</p>
田村委員	<p>2点あります。1点目はコメントです。今回から計画の中で前計画実績に対して評価という部分が加えられており、前より随分見やすくなったなという気はしています。</p> <p>ただし、その内容については、その地域の実態を踏まえた突っ込んだ分析をしていただけると、もっとよくなるのではないかと思います。</p> <p>今回の評価を見ると、全国的にどこにでも当てはまるような分析内容になっているので、今後は津軽なら津軽の実態を踏まえた評価をしていただけるとよろしいかなと思いました。</p> <p>2点目は質問です。今回の地域森林計画、地域森林計画の変更というのは、今までの地域森林計画があまりに形骸化していて、全く実態に即していないということを踏まえて様々な変更が行われたと思います。つまり、地域の特性を反映させる、計画に反映させるということが根本的な考え方だと思っています。そこで、この津軽地域森林計画において、津軽の地域特性をどう捉えて、どう反映させたのかについてお聞きしたいと思います。</p>
議 長	<p>田村委員の御質問に、課長から答弁願います。</p>

<p>野呂 林政課長</p>	<p>まず、評価の内容については、確かに全国的な傾向となっておりますので、今後、改めるよう努力したいと思います。</p> <p>次に、津軽地域森林計画における独自の取組としては、間伐の計画量について、重点的に盛り込んだことが1点目です。</p> <p>県全体では、115.6%ですが、津軽については168%となっています。</p> <p>2点目としては、後ほど報告事項でも御説明いたしますが、岩崎の方で発生した松くい虫被害について、非常に危機的な状況にあるということで、松くい虫被害の防除等に関して特記させていただきました。これらが、津軽地域の実態を反映した計画内容となります。</p>
<p>田村委員</p>	<p>よく分かりました。</p>
<p>議長</p>	<p>どうぞ、御発言ください。忌憚のない御意見を頂戴したいと思います。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>それでは、ないようですので、諮問事項については審議を終了いたします。</p> <p>なお、これから諮問事項に対する答申について、委員で協議したいと思います。委員以外の方々は誠に恐縮ですが、協議が終了するまでの間、この場から御退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">～～ 委員による協議、委員以外は退席。～～</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事を再開いたします。</p> <p>答申書ができましたので、知事に対して答申書をお渡ししたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">(渋谷部長へ答申)</p>

	<p>青森県知事 三村申吾 殿。青森県森林審議会会長 上野正蔵。</p> <p>津軽地域森林計画（案）及び東青、三八上北、下北地域森林計画変更計画（案）についての答申です。</p> <p>平成23年12月20日付けで諮問のあったこのことについて、当審議会の意見は次のとおりであります。原案のとおり決定するのが適当である。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次の案件であります報告事項1件について、事務局から説明させます。事務局、どうぞ。</p>
<p>野呂 林政課長</p>	<p>報告案件について、資料7を御覧ください。</p> <p>森林・林業施策の現状について、1つ目は「東日本大震災による被災状況等について」、2つ目は「森林整備加速化・林業再生事業について」、3つ目は「多様な主体による森づくりについて」、4つ目は「県産材の利用拡大について」、5つ目は「社団法人青い森農林振興公社分収造林事業について」、6つ目は「深浦町における松くい虫被害について」、7つ目は最近の話ですが「福島県産しいたけ原木からの放射性物質の検出について」、ということで御説明申し上げたいと思います。</p> <p>(資料7に基づいて説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、森林・林業施策の現状について説明がありました。</p> <p>御質問、御提言がありましたら御発言願います。田中委員、どうぞ。</p>
<p>田中委員</p>	<p>県産材利用推進プランに関連しますが、国、地方自治体など県も含めて国産材の自給率50%に上げるとか公共建築物に木材を多用するというような掛け声は良いと思います。</p> <p>このような中で、私が昨年と本年で経験した2例について紹介し</p>

ます。 昨年のこの会議の中でも御報告したように、今年2月に八戸市の「はっち」という施設がオープンしました。このような建物の場合、経済的にも大変厳しい地方自治体は公共施設を造るにも予算が限られている中で、その事業に関わることとなります。例えば、競争入札もかなり厳しくなっておりますし、予算や工期も限られる。その中で何が起きているかというと、例えば、内装の場合は、本体工事に関わる元請の業者が内装に木材が使われるということを全く念頭におかないで建築しているわけです。それに後から内装の我々、木の業者が入ります。

そうすると、工期の関係でコンクリートが乾かないうちにその上に木材を敷かなければならない。そうすると、木材が湿気を吸って、例えば、アカマツの場合だったら青が出たり、狂いが生じてくる。設計をする側にも、木材を使うということや木材の特性などに対しての知識が殆どない。特に元請のゼネコンの設計担当の方はないものですから、やはり、使われるのはいいけども、やっぱり駄目だったということになり兼ねない危機的な状態にあると思います。

その辺は、是非、国とも連携して発信していただければと思います。

もう1つが、他県の大きな木造建築ですが、元請がゼネコンで下請けに寺社建築業者が入っているんですが、元請のゼネコンさんも木材に対して全く知識がないし、それを検査する自治体の担当も木材のことに對して全く知識がないものですから、ちょっと割れが入っただけで、これは全く使えないものだというふうに偏った考え方というものがあります。

また、こういう厳しい時代ですから、ゼネコンもどんどん小さい工事の方に入ってきています。そうすると地元業者が入りづらいということになってきますので、その辺はひとつよろしくお願ひしたいと思います。

また、もれ聞くとところによると、我々の八戸に屋内スケート場建設というのが、段々段々声が高まってきているようです。この森林

	<p>県にできる屋内スケート場ですから、せめてカナダのように、木を使ってどこにもないような施設ができるよう、是非、知事を含めて強力でプッシュしていただければと思っております。</p>
議長	<p>分かりました。そのほかにごさいませんか。どうぞ。</p>
田村委員	<p>震災の復旧についてですが、機会があつて、先ほどの写真にもあつた三沢から八戸の被災状況を見させていただきました。課長さんも説明されたように、引き波による被災が凄かった。防潮堤の開口部から波が入って、いろんな被害をもたらしたという凄い現状を見せていただきました。</p> <p>その後、青森県の治山誌を見たところ、三陸沖地震の時に県がどういう治山事業をしたかという詳しい記述があつて、今回と同じ状況がその時もあると、引き波がやっぱりひどかったという同じような特徴が書かれていて、それに対して、林政課の方で国に弱い部分を強化した機能強化した復旧事業を要請したけれども、受け入れられなくて、原状復旧で終わったというような記述がありました。今回もお聞きするところによると、状況は同じなのに、やはり復旧の仕方としては、原状復旧だということです。行政サイドとしても、過去の経験を活かすために、何とか機能強化を加えた復旧というのはできないものなのかなと。そういう教訓って生かされないのかなというのが1つ。予算が下りないということもあるのだろうけども、また同じことを繰り返すのかなという気がしたので、御検討いただければと思いました。</p> <p>それからもう1つ、県産材の利用を推進していくということについて、大いに進めていただきたいのですが、県産材の認証について、先ほど、再造林放棄地とか、いろんな持続性に関する懸念というような意見がありましたけども、県産材の認証について、要件として、持続性とか合法性というのがきちんと付与されているのかどうかについてお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>はい、どうぞ課長。</p>

<p>野呂 林政課長</p>	<p>三陸沖地震の関係については、私も理解しています。</p> <p>国で海岸防災林を管理しているのは、国交省と農林水産省があります。海岸防災林の人工砂丘の高さ、TP6や5などありますが、国で協議した結果、人工砂丘や防潮堤について嵩上げを一部認めるということも聞いております。</p> <p>それから、私共の防潮堤あるいは防災林は、確かに津波に対して効果はあるということは認められていますし、大いに宣伝していいと思います。</p> <p>ただ、防災そのものとは違う目的を持っているということをまず御理解いただきたいと思います。治山事業の中で人工砂丘を設置するのは、防災ではなく、後ろの防災林を造成するという目的があります。国交省のように、津波そのものを抑えるために10mの護岸を設置するというものとは若干性質が違います。確かに今回の大きな津波によって、若干の前進はありました。私共も今回、約22億の災害査定を受け、一步踏み込んだ原形復旧プラスアルファの部分もありました。現状としては農林水産省だけで解決できないというのが実態です。過去の経験を生かすということは重要ですが、国の動きが影響します。</p> <p>それから、認証県産材の件ですが、合法性、持続性、先ほどの造林未済地など様々ありますが、私共、木材を生産している県ですので、まず合法性としては、ある程度普及していかなければならないし、伐採届などにより、違法伐採などが無いような形でやっていくということが重要だと認識しています。勿論、素材生産業者、森林組合も含めて、そういうものはないと理解しております。</p>
<p>田村委員</p>	<p>そうなんでしょうけども、県産材をこれから利用拡大していくという方針のもとに、県産材のきちんとした認証をしないと、それこそ循環とかそういうものが崩れていくことになります。そうなっているはずだという話ではなく、認証の要件を明記して認証していかないとまずいんじゃないかなということですよ。</p>

野呂 林政課長	ありがとうございます。
議 長	ほかにございませんか。田中委員。
田中委員	<p>県産材の利用拡大についてですが、今年の資料にバイオマスエネルギーが消えたのはどうしてかなと。コストが合わないとは思いますが、昨年の大震災で、八戸地区では長期間の停電で薪ストーブが見直されて設置も増えているようですし、薪の需要も増えて、業者さんが足りないという悲鳴をあげております。</p> <p>また、昨年度までは公共施設のペレットボイラーとか八戸の実証試験などありましたが、やはりバイオマスエネルギー、ボイラー発電とか、そういう部分に関しては、コストが合わないということと、重油価格の値下がり重油ボイラーに戻ってしまっていることもあるかと思えます。</p> <p>八戸市内には外国のバークボイラーの代理店をしている会社があり、話を聞くと、西日本の方がかなり積極的に導入し、コストも合うようです。地元には殆ど設置がないということですが、今までのタイプのものよりも、設備自体も安価だということで、兵庫県などでは、実際に入札に参加して公共施設に設置しているところもあるようです。本県でも森林県としては、CO2削減の意味も含めて、もう一度コスト面などを調査するなど、再度取り組むべき課題ではないのかなと思えます。</p>
議 長	はい、課長。
野呂 林政課長	<p>バイオマスが消えたわけではなく、歴然として取り組んでいます。本日も八戸の震災を受けた林野庁事業で、みずほ情報総研が受託した提案型の瓦礫処理プラスアルファ間伐材に関する会議が、今の時間に行われています。当課の担当者を出席させていますが、今のところ、そこに県内の事業体を中心とした3件の応募があって、その中から1件を選んで事業展開する予定となっています。</p> <p>それから、ペレットボイラーは確かにコストが合わないというこ</p>

	<p>とはありますが、先日15日には岩手大学名誉教授の沢辺教授にお越しいただいて講演会を実施したところです。資料に記載はありませんが、決して取組をやめたということではありません。</p> <p>また、公社の説明会に行く途中、階上のストーブを展示している所を見てきました。この震災以降、オール電化など電力に頼った生活が果たしていいのかということで、非常にストーブが売れているとのことでした。日本のものではなくヨーロッパやアメリカなどのストーブで値段も5、60万円する非常に良いものですが、大分人気を得ているということで、認識を新たにしたところです。</p> <p>木材は全て製材品として利用できるわけではありません。A材は柱だとか板に使って、B材は合板だとか集成材などに使う。C材はチップで使う。この他、必ず端材やバークも出ますし、それから通称「からすどまり」と称するものも林地には残っています。そういうものについては、バイオマス資源として利用できる方策を検討していかなければならないということで政策を進めておりますので、御理解いただきたいと思います。</p>
議 長	ほかにございませんか。はい、どうぞ佐藤委員。
佐藤委員	<p>御要望を1つ。県産材エコポイントに関してですが、現在の数字を見ると前年以上の件数になるだろうということで、少しずつ成果が出てきているなど感じています。当の私達は前年並みで全然伸びてないので何とも申し訳ないんですが。</p> <p>通常、住宅建築は3月、4月に雪が解けたらスタートしますので、木材について意識して決めるのが、ちょうどこの時期から春までという段階です。県産材エコポイントに関しては、これまで周知、PRに動いてこられたと思いますが、今、春着工のお客さん達が打ち合わせのピークになっていますので、今のタイミングでさらにアピールをするように動いていただければ、私も頑張りますので、そこを御要望したいと思います。よろしくお願いします。</p>
議 長	どうぞ、ほかにございませんか。



	<p>先ほどの報告事項以外その他の意見でも御提言でもよろしいですから、御発言ありましたらどうぞ。田中委員、どうぞ。</p>
田中委員	<p>その他ということで、皆さんに資料としてお渡ししている県産材フェア、「森のめぐみ展inはっち」の宣伝をさせていただきたいと思えます。</p> <p>年明けの1月18日から22日に、場所が八戸ポータルミュージアム「はっち」、八戸の中心市街化地域活性化事業の観光施設でございます。</p> <p>この施設は、八戸市森林組合と我々家づくり会が関わりまして、地域材を使った内装展示物が120点を超えて設置されております。</p> <p>この場所を使って、大々的に県産材フェアを行うということです。</p> <p>主催は三八・上北流域林業活性化センターで、共催が市や八戸市森林組合、県産材で家を建てる会等です。</p> <p>森林組合が2mぐらいの除伐材を切り株に挿してクリスマスツリーのようにして100個以上展示し、ハッチの中を森にしてみます。</p> <p>その他、こちらの資料に書いてありますが、展示の部分、参加の部分、食の部分ですとか、森の幼稚園のフィルム上映、併催事業のセミナーなどいろいろな形で開催いたします。</p> <p>事務担当は県民局の林業振興課の方でしていただいているのですが、内容が盛りだくさんなため、なかなか手が回らない部分もあります。</p> <p>また、エコポイントの宣伝にお出でいただければ、ブースは用意します。</p> <p>開催まであまり期間がないのですが、林業ということ、森の恵みがこれだけあるということを一般市民の方に大々的に伝えて、山は格好いいもんだよということで、利用促進に繋げていきたいと思っ</p>

	<p>ています。今までにない仕掛けでイベントを考えておりますので、是非、お出でいただければあり難いと思ひますし、本庁の方も是非御協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。その他ございますか。</p> <p>それでは、ないようですので、これで終了いたします。</p> <p>本日の審議会にあたりまして、委員の皆様には大変活発な御意見をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。</p> <p>県においては、各委員から出されました意見、そして提言等、今後の森林・林業施策の展開に参考とされるようによろしくお願ひいたします。</p> <p>最後でございますが、今年は、生涯心にも残るような年でもございましたが、今日の審議会をもちまして、新たないい年を迎えるという気持ちで、委員の皆さんの一層の御健勝で、来年は良い年でありますように御祈念申し上げます。</p> <p>そして、今後にあたりまして、森林・林業は大きな大きな波の中にあり、どういう方向に行けばいいのかということのを誰も確実なことを言えない実態であろうと理解している一人でもございます。</p> <p>お気付きの点については、ファクス等で林政課や私共に情報をいただくとともに、林業・木材産業、青森県政発展のために御尽力いただきますように、心からお願ひし申し上げて、議長の座を降りさせていただきます。</p> <p>本日は長時間に渡りましてありがとうございます。</p>
司 会	<p>上野会長、長い時間、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、閉会にあたりまして、渋谷農林水産部長より挨拶がございます。</p>
渋谷農林 水産部長	<p>閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、大変貴重な御意見、御提言を賜りまして、誠にありがとうございます。お礼を申し上げます。</p> <p>森林・林業はもとより、県の農林水産業については、いろいろと</p>

	<p>難しい問題に直面しておりますが、こういう時であればこそ、現場からのいろいろな御意見をいただきながら、そして現場に密着した施策を立てていくということが、これまで以上に大事になると思っております。</p> <p>只今、上野会長からありましたとおり、本日いただきました貴重な御意見を踏まえながら、今後の森林・林業の活性化に向けた様々な施策に反映させていきたいと思っておりますので、今後とも、それぞれのお立場から御指導、御協力をいただきますようお願い申し上げます。本日は大変ありがとうございました。</p>
<p>司 会</p>	<p>これをもちまして、第75回青森県森林審議会を終了いたします。</p> <p>どうも長時間にわたりまして誠にありがとうございました。</p>